

奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六号

奈良県立都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良県立都市公園条例施行規則の一部改正)

**第一条** 奈良県立都市公園条例施行規則(昭和三十五年三月奈良県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第四条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第九条及び第十一条第二号中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第十一号様式中「 $\text{辨}\text{〆}\text{辨}$ 」を「 $\text{辨}\text{〆}\text{辨}\text{辨}$ 」に改める。

(民俗博物館長に対する事務委任規則の一部改正)

**第二条** 民俗博物館長に対する事務委任規則(昭和六十年三月奈良県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(西奈良県民センター所長に対する事務委任規則の一部改正)

**第三条** 西奈良県民センター所長に対する事務委任規則(昭和六十年三月奈良県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

本則第三号中「第八条」を「第八条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に、「与える」を「与え、並びに同条第三項の規定により当該承認に条件を付する」に改める。

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正)

**第四条** 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

本則第七項第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(馬見丘陵公園館長に対する事務委任規則の一部改正)

**第五条** 馬見丘陵公園館長に対する事務委任規則(平成三年四月奈良県規則第四号)の

一部を次のように改正する。

本則第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、本則第七号中「第八条」を「第八条第一項」に、「同条第十号」を「同項第十号」に、「与える」を「与え、並びに同条第三項の規定により当該承認に条件を付する」に改める。

（福祉住宅体験館長に対する事務委任規則の一部改正）

**第六条** 福祉住宅体験館長に対する事務委任規則（平成十年十月奈良県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則第三号中「第八条」を「第八条第一項」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」に、「与える」を「与え、並びに同条第三項の規定により当該承認に条件を付する」に改める。

（奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

**第七条** 奈良公園管理事務所長に対する事務委任規則（昭和五十三年十二月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、本則第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、本則第九号中「第八条」を「第八条第一項」に、「同条第一号及び第二号」を「同項第一号」に、「与える」を「与え、及び同条第三項の規定により当該承認に必要な条件を付する」に改める。

（奈良県新公会堂館長に対する事務委任規則の一部改正）

**第八条** 奈良県新公会堂館長に対する事務委任規則（平成元年三月奈良県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、本則第五号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、本則第八号中「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

（流域下水道センター所長に対する事務委任規則の一部改正）

**第九条** 流域下水道センター所長に対する事務委任規則（昭和五十五年六月奈良県規則第六号）の一部を次のように改正する。

本則第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項

「に改め、本則第七号中「第八条」を「第八条第一項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「与える」を「与え、及び同条第三項の規定により当該承認に条件を付する」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。